

教育実習専用の通学定期券購入のための 通学証明書交付申請についての注意事項

1. 申請について

- ・教育実習専用の通学定期券(実習用通学定期乗車券)の購入は**1カ月定期のみ購入可能**です。
- ・教育実習期間以外は使用できません。交通機関によっては、実習期間終了後に定期券の返却が必要な場合があります。
- ・実習開始日が5月～8月末までの方の申請締切は4月10日(水)です。
- ・教育実習期間または教育実習校が未定の場合(京都市立校等)も、記入例を確認の上、同様の手順で受付期間中に申請してください。
- ・教育実習校から指定されている教育実習のオリエンテーションや打合せ(個人的な打合せ除く)等も実習期間(通学証明書の申請期間)に含めることができます。ただし、実習期間(通学証明書の申請期間)に含めることができるのは、オリエンテーション・打合せ等から教育実習の終了まで、**1カ月以内に収まる期間のみ**です。

申請時点で、教育実習のオリエンテーション・打合せ等の日程がわからない場合は、以下の欄は記入せずに**未定のまま申請し、後日実習校に日程を確認でき次第、免許資格課程センター事務室に申し出てください。**

「オリエンテーションの有無」

「申請通学証明書申請期間へオリエンテーションを○含む/×含まない」

「○含むの場合 オリエンテーション日程」

- ・実習先までの経路で、大学までの通学定期券を利用する区間がある場合は、当該区間を除いた経路を申請する必要があります。
- ・申請経路に複数の交通機関がある場合、大学から全ての交通機関へそれぞれ手続きをし、承諾を得てから交通機関毎に利用可能な専用の通学証明書を発行します。交通機関毎に定期券を購入する必要があり、複数交通機関の連絡定期券の購入はできません。
- ・近畿日本鉄道(近鉄)は定期券発売窓口を指定する必要があります。申請経路に近鉄が含まれる場合は、近鉄HPで定期券発売窓口を確認の上、「定期券購入駅」欄に記入ください。

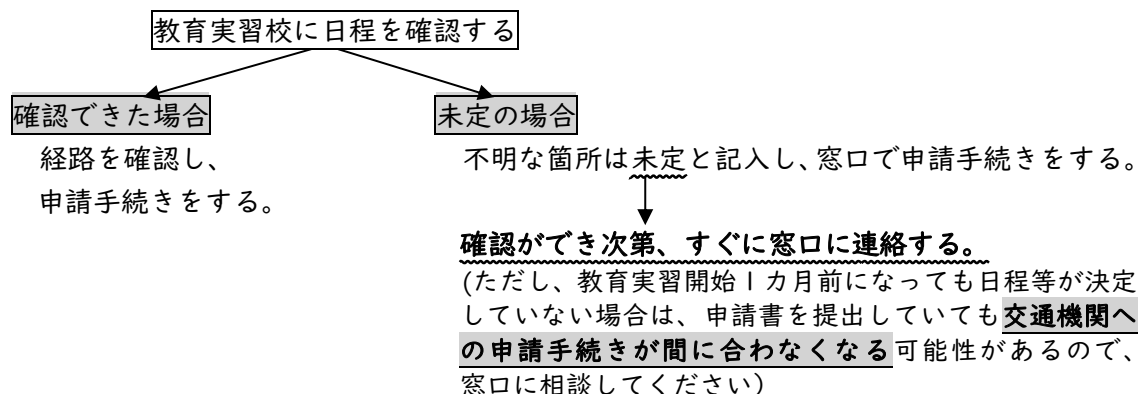
該当する近鉄HP(定期券・IC業務取扱駅一覧)は以下のとおりです。

https://www.kintetsu.co.jp/gyoumu/teiki/teiki_yosou.html

※「定期券自動発売機」ではなく「サポート窓口(定期券購入サポート駅)」が対象

- ・「2週間の実習」や「バスの利用」等、場合によっては回数券等を使用する方が定期券を購入するよりも割安となる場合があります。またバスやモノレール等、交通機関によって学生証の提示のみ等(通学証明書の提示が不要)で学生割引された定期券の販売をしている場合があります。申請する前に必ず、利用する交通機関のHP等から各自で確認してください。
- ・**購入を前提とした申請です。申請後の取り下げはできません。**申請がとおり通学証明書が発行されれば、必ず定期券を購入してください。実習先の都合による実習取止めや実習期間の変更が発生した場合は、速やかに免許資格課程センター事務室に連絡してください。大学から各交通機関へ連絡します。
- ・申請締切後も、実習開始日の1ヶ月前までであれば申請を受付けます。ただし交通機関への手続きが発生することから、申請後から証明書発行までに約1ヶ月要します。期間によっては申請できない場合もありますので、免許資格課程センター事務室にご確認ください。

【申請手順】



2. 申請後の大学からの連絡について

- ・申請内容に関する確認や、通学証明書発行後の受取に関する連絡を、申請書に記載の携帯番号や大学メールアドレス宛に行います。申請後、大学メールアドレスを細目に確認するようにしてください。
- ・交通機関によっては、証明書の交付が実習直前となることもあります。
前もって帰省される場合、免許資格課程センター事務室に申し出てください。

※ご不明な点、ご相談等ございましたら、免許資格課程センター事務室までお電話ください。

免許資格課程センター事務室開室時間

平日（月～金曜日） 9：00～11：30、12：30～17：00

今出川校地 電話：075-251-3208

京田辺校地 電話：0774-65-7048